

上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市規則第 2 6 号

上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 1 7 年上尾市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 上尾市老人福祉センター

第 7 条第 2 項中「同表 3 の項」を「同表 4 の項」に、「同表 1 0 の項」を「同表 1 1 の項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「第 2 条第 8 号ア」を「第 2 条第 9 号ア」に改める。

別表中 1 0 の項を 1 1 の項とし、2 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次の 1 項を加える。

2	上尾市老人福祉センター	2 年間
---	-------------	------

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。